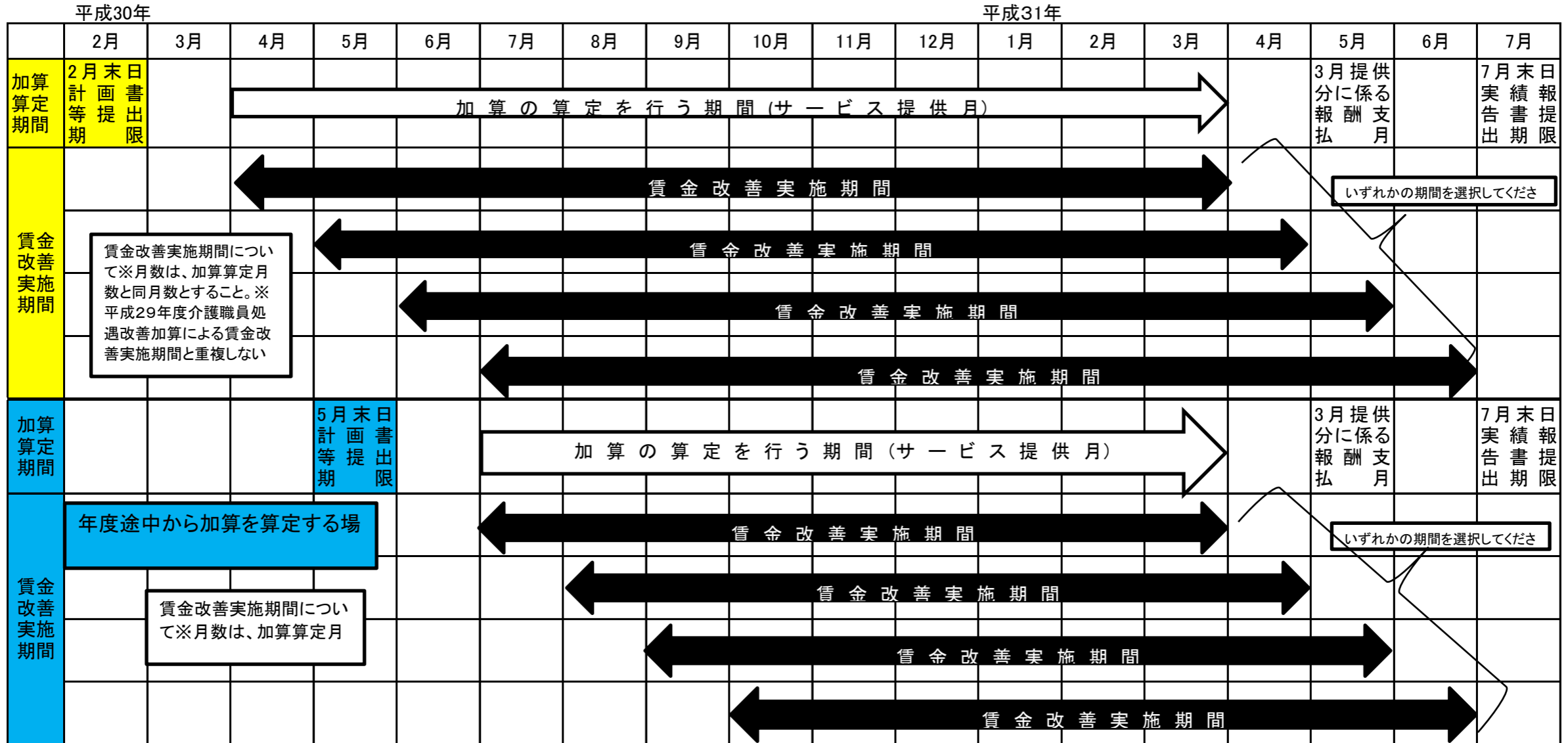


介護職員処遇改善加算に係る賃金改善実施期間の設定について(平成30年度申請の例)

平成30年度当初(4月)から加算を算定する場



賃金改善実施期間について※月数は、加算算定月数と同月数とすること。※平成29年度介護職員処遇改善加算による賃金改善実施期間と重複しない

賃金改善実施期間について※月数は、加算算定月

いずれかの期間を選択してください

いずれかの期間を選択してください